

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件に関する意見募集について

1 背景、趣旨

- 生物テロに利用されるおそれのある病原体及び毒素については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、その病原性や国民の生命又は健康に対する影響に応じて、病原体を一種病原体等から四種病原体等まで分類し、所持又は輸入の禁止、許可及び届出、基準の遵守等の規制を設け、その適正な管理の徹底を図っているところです。
- 感染症法の規制対象となる病原体等は別添資料のとおりですが、感染症法第6条第23項に基づき、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定に基づく承認を受けた医薬品に含有されるものその他これに準ずる病原体等であって、人を発病させるおそれがほとんどないもの（以下「除外対象病原体等」という。）については、厚生労働大臣が指定し、本法の規制対象から除外することとなっており、そのような病原体等を「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が定める病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）」において規定しています。

2 概要

- 感染症法第6条第23項の規定に基づき、除外対象病原体等として、新たにインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Anhui/01/2005(H5N1)（Anhui01/PR8-RG5）を指定することについて、パブリックコメントに付しますので、ご意見があります場合は意見募集要領に従って提出ください。

3 適用日

- 告示の日から適用。